議案第11号

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等中改正等について

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和4年3月3日

横須賀市教育委員会
教育長　新　倉　　聡

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する等の規則

（教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第1条　教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

（教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正）

第2条　教育長に委任する事務等に関する規則（平成15年横須賀市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教育機関」の次に「（横須賀美術館を除く。以下同じ。）」を加える。

（教育委員会の所管に係る公文書管理規則の一部改正）

第3条　教育委員会の所管に係る公文書管理規則（平成22年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「学校」の次に「及び横須賀美術館」を加え、本則中第4号を削り、第5号を第4号とする。

（教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

第4条　教育委員会職員の勤務時間に関する規則（昭和53年横須賀市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育機関」の次に「（横須賀美術館を除く。）」を加える。

別表美術館（下記以外の職員）の項及び美術館（学芸業務を担当する職員）の項を削る。

（美術館条例施行規則の廃止）

第5条　美術館条例施行規則（平成19年横須賀市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

横須賀美術館に関する事務の市長への移管に伴い、所要の条文整理を行うため。

教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則

（個人情報管理責任者）

第1条　横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）第11条第4項に規定する個人情報管理責任者は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1)　教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年教育委員会規則第3号）第3条に規定する課長及び担当課長

(2)　中央図書館長

(3)　博物館運営課長

~~(4)　美術館運営課長~~

(5)　教育研究所長

(6)　市立学校設置条例（昭和39年横須賀市条例第39号）に規定する市立学校の校長及び園長

(横須賀美術館を除く。以下同じ。)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(4) 法第29条の規定により教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(5) 高等学校及び幼稚園の教育職員(県費負担教職員を除く。)並びに中学校の任期付教育職員(以下「教育職員」という。)の任免、分限及び懲戒に関すること。

(6) 教育委員会事務局の職員又は学校その他の教育機関の職員のうち職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第51号)の適用を受ける職員(以下「事務局職員等」という。)の任免、分限及び懲戒に関すること。

(7) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。

(8) 事務局職員等及び教育職員の給与に関する一般方針を定めること。

(9) 事務局職員等、教育職員及び県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。

(10) 事務局職員等、教育職員及び県費負担教職員の研修に関する一般方針を定めること。

(11) 学校及びその他の教育機関の管理及び運営に関する基本方針を定めること。

(12) 学校その他の教育機関の施設の新築、増築又は改築の計画を策定すること。

(13) 通学区域の設定又は変更に関すること。

(14) 附属機関(横須賀市支援教育推進委員会部会を除く。)の委員を委嘱すること。

(15) 教科内容及びその取扱いの一般方針に関すること。

(16) 教科用図書の採択の一般方針に関すること。

(17) 不服申立て、訴訟、和解及び調停(以下「不服申立て等」という。)に関すること(教育委員会が当事者となる不服申立て等の代理人を選任することを除く。)。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、教育長が重要と認め

る事項については、適切な時期に教育委員会会議に報告するものとする。

及び横須賀美術館

教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)における公文書の作成、保存及び廃棄については、公文書管理規則(平成21年横須賀市規則第16号。以下「規則」という。)の例による。この場合において、規則別表第1を次のとおり読み替える。

(1) 教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第3号)第3条に規定する課長及び担当課長

(2) 中央図書館長

(3) 博物館運営課長

~~(4) 美術館運営課長~~

4 (5) 教育研究所長

教育委員会職員の勤務時間に関する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号）第3条第2項及び第4条第1項の規定による教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振りは、別に定めがあるもののほか、別表のとおりとする。

（横須賀美術館を除く。）

別表

勤務場所	勤　務　時　間	休憩時間
事務局	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで
中央図書館 北図書館 南図書館	午前9時から午後5時45分まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たらない木曜日及び金曜日（図書館条例（昭和49年横須賀市条例第28号）に規定する館内整理日及び図書整理期間を除く。）は次の2交代制とし、月曜日及び職員ごとに中央図書館長が指定する日は週休日とする。 (1)　午前9時から午後5時45分まで (2)　午前11時から午後7時45分まで	1日1時間の範囲内で中央図書館長が定める。
児童図書館	午前9時から午後5時45分までとし、月曜日及び職員ごとに中央図書館長が指定する日は週休日とする。	1日1時間の範囲内で中央図書館長が定める。
博物館	午前8時45分から午後5時30分までとし、月曜日及び職員ごとに博物館運営課長が指定する日は週休日とする。	1日1時間の範囲内で博物館運営課長が定める。

美術館（下記以外の職員）	次の2交代制とし、4週間につき職員ごとに美術館運営課長が指定する8日を週休日とする。 (1) 1月から5月まで（4月29日から5月5日までの日を除く。）及び10月から12月まで ア 午前9時から午後5時45分まで イ 午前10時から午後6時45分まで (2) 6月から9月まで（土曜日を除く。） ア 午前9時から午後5時45分まで イ 午前11時から午後7時45分まで (3) 6月から9月までの土曜日及び4月29日から5月5日までの日 ア 午前9時から午後5時45分まで イ 正午から午後8時45分まで	1日1時間の範囲内で美術館運営課長が定める。
美術館（学芸業務を担当する職員）	午前9時30分から午後6時15分まで（次の各号に掲げる期間については、当該各号に定める2交代制）とし、4週間につき職員ごとに美術館運営課長が指定する8日を週休日とする。 (1) 6月から9月まで（土曜日を除く。） ア 午前9時30分から午後6時15分まで イ 午前10時30分から午後7時15分まで (2) 6月から9月までの土曜日及び4月29日から5月5日までの日 ア 午前9時30分から午後6時15分まで イ 午前11時30分から午後8時15分まで	1日1時間の範囲内で美術館運営課長が定める。
教育研究所	午前9時から午後5時45分まで	午後零時から午後1時まで

廃　止

○美術館条例施行規則

平成19年3月12日

教育委員会規則第1号

改正　平成20年9月1日教規則第9号

平成22年4月1日教規則第9号

平成25年12月17日教規則第12号

平成28年2月25日教規則第2号

令和元年9月25日教規則第2号

美術館条例施行規則を次のように定める。

美術館条例施行規則

(休館日、開館時間等の変更)

第1条　美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号。以下「条例」という。)第3条第2項に規定する特に必要があると認めるとき及び条例第4条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。

(1)　美術館の施設の維持管理に係る行為を行うとき。

(2)　美術館に展示する美術作品又は美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)の展示替えを行うとき。

(3)　その他教育委員会が必要と認めるとき。

(観覧の手続き)

第2条　教育委員会は、条例第5条の規定による観覧料の手続きを経た者に対して、観覧券を交付するものとする。

2　前項の規定により観覧券の交付を受けた者がその日に再入館する場合は、美術館の入口において前項の観覧券を提示するものとする。

(使用の手続き)

第3条　教育委員会は、駐車場を使用しようとする者が駐車場に入場する際に、駐車券を交付するものとする。

2　前項の駐車券の交付を受けた者は、駐車場を使用した後、駐車場を出場する際に当該駐車券に使用料を添えて、提出しなければならない。

(高校生)

第4条　条例別表第1項の表に規定する高校生とは、次項に規定する高校に在学する者をいう。